平成２２年（フ）第１９９号
さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺1098番地41
債務者　高橋　幸一
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽2870番地２
債務者　今村　英勝
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　修英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６３０号
大分市原新町11番16号　原コーポ202
債務者　志岐　憲史
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木淳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月15日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５号
熊本県八代市古閑浜町2731番地１　403
債務者　西田　　満
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第１４４号
熊本県八代市千丁町古閑出2440番地３　１―202
債務者　西田　　等
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２０号
熊本県八代市千丁町古閑出2036番地
債務者　西田　文代
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第５２号
長崎県長崎市女の都３丁目５番３―110号
債務者　本多宗一郎
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舛谷　保志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
熊本県菊池郡菊陽町津久礼3069番地８、住民票上の住所熊本県天草市深海町692番地
債務者　本田　慎児
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第５３０号
熊本市尾ノ上４丁目18番154号
債務者　林　　慶諭
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１００号
静岡市駿河区谷田43番11―303号　レジデンス谷田303号
債務者　田代　眞二
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　靏岡　寿治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月14日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７４号
長野県佐久市岩村田1687番地　フォーレス砂田Ａ―101
債務者　一場　　孝
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１１号
長野県佐久市協和3358番地３
債務者　依田　秀浩
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室賀　俊樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第９４号
岐阜市領下１丁目11番地１　シャトレ愛松岐阜Ⅲ　502号室
債務者　堀　美保子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１５７号
京都府宇治市宇治東山51番地の27
債務者　木下　敬子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地11―202
債務者　中島　次郎
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
京都市左京区修学院茶屋ノ前町33番地５
債務者　アスピリンエイジこと　清　　基博
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
京都府八幡市男山笹谷５番地　D16―403
債務者　髙尾　和男
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

第明治三十二種郵便物認可